

第2種特別加入者 免除対象期間終了届

〇〇 労働局長 殿

平成23年12月18日



特に 別 係 加 入 の 事 承 認	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
		X X	1	01	222222	000
	名称	かすみ建設業協同組合				
	事業場の所在地	郵便番号 XXX-XXXX 〇〇市〇〇 X-X-X 電話番号 XXX - XXX-XXXX				
代表者氏名 組合長 〇〇〇〇 印						

免除対象第2種特別加入者
通知書において記載された
年月を記入してください。

以下の者に係る第2種特別加入保険料の免除につきまして 〇〇〇〇 印 で届け出ます。

氏名	家族従事者等の氏名	免除対象該当年月
厚生 太郎	厚生 二郎	平成 23 年 4 月から
		平成 年 月から
		平成 年 月から
		平成 年 月から
		平成 年 月から
		平成 年 月から
		平成 年 月から
		平成 年 月から
		平成 年 月から
		平成 年 月から
		平成 年 月から

平成24年1月10日

かすみ建設業協同組合 殿

〇〇労働局長

第2種特別加入者免除対象期間終了通知書

平成23年12月18日付で提出のあった第2種特別加入者免除対象期間終了届により、以下の者については、平成23年11月をもって免除対象期間が終了したことを通知します。

(注) 最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、免除期間全てについて免除されない場合もありますので御留意ください。

氏名	家族従事者等の氏名
厚生 太郎	厚生 二郎

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。